

是正請求事案(土地開発関係法令等の整合に関する是正請求(開発指導課)事案)
答申の公表について

多治見市是正請求手続条例(平成21年条例第42号)第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則(平成22年規則第28号)第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和4年2月15日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 土地開発関係法令等の整合に関する是正請求(開発指導課)事案

答申日 令和4年2月15日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

- 1 是正請求人(以下「請求人」という。)は次の2点について、多治見市開発指導課(以下「行為庁」という。)に対して、市民の安全を守るため組合への再発防止対策及び監督・指導を行うよう求めたがなされなかった。
 - (1) 多治見住吉地区土地区画整理事業(以下「本件事業」という。)において、令和元年10月に発生した大雨による法面崩壊復旧工事について、多治見住吉土地区画整理組合(以下「組合」という。)及び多治見市から、地元住民に対して十分な説明がされなかった。
 - (2) 本件事業の進入路造成工事に伴う擁壁設置工事の際の防災、安全体制について、組合及び多治見市から、地元住民に対して十分な説明がされなかった。
- 2 請求人は、その後も行為庁に対して組合への再発防止対策及び監督・指導を求めて交渉し請願してきたが、行為庁から満足できる回答が得られなかった。
- 3 請求人は、行為庁の十分な再発防止対策及び監督・指導業務がなされないこと

は、次に掲げる多治見市の開発関係法令の制度上の欠陥であると考え本件是正請求を行った。

工程表、防災工事計画平面図等の所要の書類の提出を求めるように次の例規類の改正を求める。

- (1) 多治見市宅地造成等規制法施行細則（平成12年規則第38号。以下「細則」という。）
- (2) 多治見市都市計画法施行細則（平成12年規則第37号。以下「都計法細則」という。）
- (3) 多治見市土地開発指導要綱（平成2年告示第54号。以下「要綱」という。）

第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

1. 法令の適用範囲について

本件事業は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業である。土地区画整理法第3条の4第2項は、土地区画整理事業を都市計画法の適用除外としている。

土地開発事業であって1,000㎡以上の大規模な事業の場合、要綱が適用される。要綱では、事業者に対して、防災工事計画平面図（防災施設構造図を含む。）及び地域住民との調整結果報告書の提出が求められている。しかし、土地区画整理事業であるため、本件事業には、要綱の適用はない。また、本件事業区域は宅地造成等規制区域内であるため、宅地造成等規制法の適用を受ける。この宅地造成等規制法では、規制区域内で一定規模の地盤改良や擁壁を築造する際に許可申請を必要としている。しかし、許可申請工事の大半が戸建住宅建設であり、短期間に完了することが多いため、宅地造成等規制法は、許可申請工事の技術審査を定めるにとどめ、個々の事業の進捗管理は求めている。

2. 市の定める例規の位置付けについて

多治見市は、岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成12年岐阜県条例第4号)に基づき、宅地造成等規制法、都市計画法、土地区画整理法に関して許認可権限の移譲を受けている。

3. 行政指導について

市は、関係する法律、県の細則及び要綱を参考にして、提出書類の必要性を検討して、提出必要書類を定めている。そこでは、請求人の要望する細則、都計法細則及び要綱で工程表等提出を求める書類については、行政指導のためのものであることを考慮して、事業者の過度の負担とならない範囲のものに限っている。

4. 行政の指導・監督について

区画整理法の所管課である市街地整備課の聴取を行った結果、区画整理事業は都市計画法上の土地開発事業に比して、行政職員と事業施行者との間で協議・指導が頻繁に行われていることがわかった。例えば、請求人は、近隣住民への工事実施に係る周知がなされていないと主張していたが、聴取の結果では、行政指導を受けて、町内回覧で工事概要や工程について、近隣住民に周知がされていた。

5. まとめ

以上のことから、審査会は請求人が求める工程表、防災工事計画平面図等の書面提出を、市の細則、都計法細則、要綱に規定する必要があるとまでは言えないと判断する。

審査会の付帯意見

本審査会では、次のとおり意見を述べるものである。

本件事業は、都市計画法の適用除外である土地区画整理事業の認可を受けて実施している事業であるとはいえ、事業規模も大きく長期に及んでいる。

また、事業区域に宅地造成等規制区域、急傾斜地崩壊危険区域等が存在し、工事予定箇所が大雨により崩壊し、近隣住民に対して少なからず不安を与えていたという事実もある。そして、区画整理事業の所管である市街地整備課は、施行者と定期的に連絡協議の場を設けているとはいえ、災害に対しては受身的で事後的な対応になっている。

請求人は、要望の中で防災の観点から一定規模以上の大規模な区画整理事業については、防災工事計画平面図の事前提出を求めている。市が防災工事計画平面図を

把握しておくことは、防災のための早期の対応につながり、地域住民に対して安心感を与えるものとする。したがって、多治見市土地区画整理事業に関する手続要綱（平成26年告示第238号）において、例えば、下記の規模の土地区画整理事業について、防災計画平面図等所要の図面を求める改正を行うことが望ましいと考える。

1,000 m²以上で、事業区域内に宅地造成等規制区域、急傾斜地崩壊危険区域を含む土地区画整理事業